

# 令和8年度 流山市高齢者向け保健・福祉サービス一覧

サービス名	内 容	対 象 者	費 用	提供限度	担当課
健康相談	生活習慣病の予防や健康に関する各種相談	市民	無料	随時	健康増進課
訪問指導・相談	介護予防や生活習慣病予防等に必要な保健指導や相談	健（検）診の要指導者、介護予防上必要な方等	無料	随時	高齢者支援課 （高齢者なんでも相談室） 健康増進課
訪問歯科	訪問による歯科健康診査、診療、口腔衛生指導等	通院困難な方	医療保険適用	随時	健康増進課
高齢者インフルエンザ予防接種	予防接種法に基づくインフルエンザの予防接種	65歳以上 60～64歳の特例者	一部負担あり	1シーズンに1人1回	健康増進課
高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種（定期接種）	予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症の予防接種	65歳以上 60～64歳の特例者	一部負担あり	1シーズンに1人1回	健康増進課
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）	予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種	65歳の方 60～64歳の特例者	一部負担あり	1回 （未接種者のみ）	健康増進課
高齢者の带状疱疹予防接種（定期接種）	予防接種法に基づく高齢者の带状疱疹の予防接種	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、100歳以上の方 60～64歳の特例者	一部負担あり	1回（生ワクチン）または2回（組換えワクチン） （未接種者のみ）	健康増進課
流山市ヘルスアップ教室	健康の維持増進のため、運動を始めるきっかけづくりを目的とした教室を開催し、楽しみながら有酸素運動や筋力トレーニングを行う	市民及び、市内在勤・在学で介助なく運動可能な方	5,000円	1クラス10回	健康増進課
特定健康診査	問診・診察・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査など	40～75歳未満で国民健康保険加入者	無料 （65歳以上）	年度内1回	健康増進課
健康診査	問診・診察・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査など	75歳以上の千葉県後期高齢者医療制度加入者	無料	年度内1回	健康増進課
がん検診	胃がん（内視鏡検査、バリウム検査）、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん	市民の方で会社や人間ドック等で検診を受ける機会がない方	一部負担あり 70歳以上無料	1年に1回 胃がん（バリウム検査）、肺がん、大腸がん、子宮がん 2年に1回 胃がん（内視鏡検査）、乳がん	健康増進課
認知症高齢者介護家族への支援（コスモスの会）	介護者の介護負担軽減のための情報交換や交流	認知症の方を介護している家族等	無料	随時案内	介護支援課
在宅高齢者家族介護慰労金の支給	重度の要介護高齢者を介護保険サービスを利用せず在宅で介護する家族への慰労金支給	次の条件を満たす高齢者と同居して在宅で介護する市民税非課税世帯の家族 ①介護保険の要介護認定で要介護4又は5の認定を1年以上受けている65歳以上の方 ②1年以上介護保険のサービスを利用していない方 ③前1年間に連続3か月を超える入院・入所がない方		年額10万円	介護支援課
在宅高齢者家族介護用品の支給	中重度の要介護高齢者を在宅で介護する家族に紙おむつ、尿取パット、手袋（使い捨て）、清拭剤、ドライシャンプー等が購入できる利用券を支給	次の条件を満たす高齢者と同居して在宅で介護する家族 ①介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受けている65歳以上の方（要介護3の高齢者については、要介護認定申請時の認定調査票等において介護用品が必要な状態であると客観的に判断できること） ②介護者の属する世帯及び高齢者の属する世帯の市民税が非課税であること		1人当たり1年につき 最大7万5千円の利用券	介護支援課
認知症高齢者等見守り事業	認知症高齢者等が行方不明となった際の早期発見・保護を図るためQRコード付きの見守りシールの配布及び個人賠償責任保険の加入	40歳以上の認知症又は認知症の疑いがあり徘徊の恐れがある方。	無料 （見守りシールの追加交付については利用者負担あり）		介護支援課
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に対し、位置情報検索装置（GPS端末等）の利用開始に必要な端末購入費や登録料等について助成するもの	40歳以上の認知症又は認知症の疑いがあり徘徊の恐れがある方と同居する家族であって、事業者の位置探索情報提供サービスの利用契約を締結した方	事業者により異なる	位置情報検索装置の導入費用について20,000円を限度に助成（徘徊高齢者1人につき1回限り）	介護支援課
介護保険による在宅・施設サービス	在宅サービス：訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）など、自宅等で生活しながら利用できるサービス 施設サービス：介護保険施設等に入所して利用するサービス	総合事業対象者（施設サービスは除く） ・要支援・要介護の認定を受けた方 ※施設サービスは、要介護の認定を受けた方のみ	所得状況等に応じて1割～3割負担（ただし、給付制限の場合は3割～4割負担）	要介護・要支援の認定区分による	介護支援課

## 【問い合わせ先】

健康増進課 04-7154-0331 高齢者支援課 04-7150-6080  
介護支援課 04-7150-6531